

美濃加茂市乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 重要事項説明書

<美濃加茂市立あじさい保育園>

乳児等通園支援事業の提供の開始にあたり、あじさい保育園（以下「本園」という。）が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 事業の目的及び運営の方針

○ 運営主体

名称	美濃加茂市（健康こども部子育て支援課）
所在地	岐阜県美濃加茂市健康のまち一丁目2番地 中部国際医療センター附属棟（健康プラザ）
電話番号	0574-28-1131
代表者氏名	藤井 浩人

○ 事業所の概要

事業の種類	美濃加茂市乳児等通園支援事業
事業所名称	美濃加茂市立あじさい保育園
所在地	岐阜県美濃加茂市田島町2-2-38
連絡先	TEL 0574-26-2110 FAX 0574-26-2112
管理者氏名	佐合 真美
対象となる こども	生後6ヶ月～2歳児（年度途中で満3歳に達する児童を含む。）
利用定員 (1時間あたり)	6名
開設年月日	令和8年4月1日

○ 事業の目的・運営方針

美濃加茂市乳児等通園支援事業（以下「本事業」と言う。）においては全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、本園を利用するこどもに対して、次に掲げる運営方針に基づき、乳児等通園支援を提供します。

- ・ こどもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、こどもの意思及び

人格を尊重して乳児等通園支援を提供するよう努めます。

- ・ 利用するこどもの家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域こども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ・ 家庭や社会資源との連携を図りながら保護者や地域の子育て家庭に対する支援などを行います。

2. 提供する乳児等通園支援の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、次に掲げる乳児等通園支援の他の便宜の提供を行います。

○ 乳児等通園支援の内容

《園の乳児等通園支援の目標》

- ・ わくわくしよう！やってみよう！つながろう！

＜あそびの中で心も体も育つ～夢中になってあそべる子～＞

《こどもの乳児等通園支援の目標》

●0歳児

- ・ 一人一人の生活リズムを大切にし、生理的欲求を満たし、安心感のなかで過ごす
- ・ 安定した環境の中で探索行動を通して、いろいろな人や物に触れながら好きな遊びを楽しむ

●1歳児

- ・ 保育士に見守られながら、身の回りのことを自分でやろうとする気持ちを持つ
- ・ 遊びを通してさまざまな事に興味、関心を持ち、保育士や友だちと一緒に遊びを楽しむ。

●2歳児

- ・ さまざまな遊びに自分から関わり、見たり、触れたり、聴いたりしながら感性を育む
- ・ 保育士や友だちと一緒に自分のやりたい遊びを楽しむ

《特色》

- ・ 異年齢遊び
- ・ 築山遊び
- ・ どろんこ遊び

○ 健康管理・安全・衛生管理のための取り組み

《健康管理》

- ・ 登園時に検温を実施し、預かり時間中に異変がある場合には適切に対応します。
- ・ 感染症などのマニュアルに沿って対応します。

《安全対策と事故防止》

- ・安全かつ適切に、質の高い乳児等通園支援を提供するために、事故防止・自己対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備します。
- ・事故発生防止のため、職員の研修を実施します。
- ・事故の状況および事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止の対策を講じます。
- ・市が策定する「危機管理マニュアル」を運用しています。（閲覧可能）

《衛生管理》

- ・タオル、衣類などは、個人用のものを使用します。
- ・室内遊具等は定期的な安全点検及び消毒を行います。
- ・乳幼児専用の沐浴設備を設置しています。

○ 食事の提供

- ・本事業の利用時間においては、食事（おやつ、乳児のミルク含む）の提供は行いません。水分補給はこどもの持参する水筒で行います。

○ 施設及び設備

設 備	部屋数	面 積	本事業での 使用	備 考
保育室	7室	57.5㎡×1室 59.5㎡×3室 73.5㎡×2室 85.0㎡×1室	○	本事業では2歳児の 部屋を使用
乳児室（ほふくスペースを含む）	1室	122.0㎡	○	
一時預かり室	1室	43.2㎡	◎	
遊戯室	1室	432.6㎡	○	
医務室	1室	9.5㎡	○	
相談室	1室	8.7㎡	○	
調理室	1室	—	—	
中庭（未満児用）		—	○	
園庭（幼児用）		—	○	

※室内の遊具は定期的に点検・消毒を行っています。

3. 職員について

○ 職種、員数及び職務の内容

() は各員数のうち本事業の保育業務に従事する員数

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1人	－	乳児等通園支援全般の監督指導
主任保育士	2人	－	乳児等通園支援全般の監督指導
保育士	12人(1人)	17人(1人)	こどもの保育
看護師	1人	－	こどもの看護
通訳	1人	－	通訳業務
事務補助、環境整備	－	2人	事務補助、環境整備

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める乳児等通園支援の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

4. 本事業における支援の提供を行う日・時間並びに提供を行わない日・時間

○ 通常利用時間

通常利用時間	休業日
月～金曜日 9時30分～11時30分、 及び 13時00分～15時00分	・土曜日、日曜日 ・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日） ・年末年始（12月29日から1月3日）

※実際に乳児等通園支援を提供する日及び時間帯は、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※園の行事、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休業日とする場合があります。

※利用上限は月10時間までです。（翌月への繰越不可）

※午後の時間枠については、当面実施はしない予定です。

5. 利用者負担等

○ 利用者負担

保護者の利用者負担は以下のとおりとします。

- ・ 利用料金 1時間あたり300円（1回2時間当たり600円）
- ・ 支払方法 市役所が発行する納付書で現金払い（市役所窓口でも支払可）
- ・ 支払期限 毎月末（土日祝日の場合は、翌開庁日。ただし、11月利用分については、同年の12月25日）

※キャンセルに伴う利用者負担額の発生および利用時間枠の取扱いについては、別に定める「美濃加茂市こども誰でも通園制度の利用に関するキャンセルポリシー」のとおりです。

6. 本事業の利用定員

○ 年齢別利用定員（1時間あたり）

0歳	1歳～2歳	計
1名	5名	6名

※利用定員は上限です。園の状況により上記人数を受け入れられない場合があります。

7. 利用の開始及び終了に関する事項

○ 利用申込の流れ

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ① 美濃加茂市ホームページまたは子育て支援課窓口で、利用のための認定申請を行います。
- ② 美濃加茂市による利用認定後、【こども誰でも通園制度総合支援システム】（以下、「総合支援システム」という。）の利用者アカウント発行のお知らせメールが届きます。
- ③ 上記メールから総合支援システムへログインし、利用を希望するこどもの情報を登録します。
- ④ 総合支援システムから初回面談の予約を行います。
※前回の利用から半年以上経過している場合も、利用予約の前に事前面談が必要です。
- ⑤ 本園の保育士と初回面談（親子）を実施し、利用に必要な情報の聞き取りを行います。
- ⑥ 本園の受入れ承諾後、総合支援システムから利用予約を行い（予約方法は下記QRコード参照）、利用承諾を得て登園します。

【総合支援システム 利用予約方法の説明動画】

（該当部分：開始後55秒～3分50秒）



※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）と一時預かり事業を同一日に利用することはできません。

○ 初回面談および利用の予約期間について

- ・ 初回面談および利用の予約ができる期間は、希望日の30日前の午前9時から7日前の午後5時までです。

○ 利用のキャンセルについて

- ・ 別に定める「美濃加茂市子ども誰でも通園制度の利用に関するキャンセルポリシー」に準拠します。

○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には本事業における乳児等通園支援の提供を終了いたします。

- ・ 子どもが満3歳になったとき（誕生日の前々日まで利用可）。
- ・ 子どもが保育所等に入園したとき。
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

8. 緊急時の対応及び非常災害対策

緊急時の対応

管轄警察署	加茂警察署（みの太田駅北交番）
病院	事前面談時に聞き取った児童の主治医（内科・外科・歯科）、または下記の園医 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山手クリニック（内科） 美濃加茂市田島町2-13-15 0574-28-5611 ・ ヒロ歯科医院（歯科） 岐阜県美濃加茂市古井町下古井517-2 0574-25-2097
対応方法	こどもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにこどもの保護者、医療機関、または関係機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
連絡方法	児童票の連絡先又は総合支援システムに登録されている連絡先に電話連絡を行います。
本園の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラ 6台 ・ AED設置 ・ 事故防止に関する定期的な職員研修の実施

○非常災害対策

- ・ 非常災害に備え、消防計画等を作成し、防火管理者を定め、少なくとも月1回以上避難訓練等必要な訓練を実施します。

避難訓練	非常時を想定した避難訓練を毎月実施します。			
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・消火器・防災頭巾			
避難場所	第1避難	園庭築山西側	第2避難	駐車場東側
園児の引き渡し	上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。			

9. 虐待の防止のための措置

- ・こどもに虐待を受けた状況がみられる場合は、関係機関と連携を取り必要な措置を講じます。
- ・職員によるこどもに対する虐待等の行為を禁止します。
- ・虐待の防止、人権に関する啓発のため、職員研修を実施します。

10. 要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用の相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・受付担当者 平山 明美、日比野 麻祐子・解決責任者 佐合 真美・ご利用時間 8：30～ 17：15（月～金）・電話番号 0574-26-2110・FAX 0574-26-2112 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。
第三者委員	あじさい保育園の規定に準じます。

11. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

保険の種類	市民総合賠償責任保険（市が加入者）
保険の内容	<ul style="list-style-type: none">・市が所有、使用、管理する施設の瑕疵・市の行う業務遂行上の過失・市の福祉施設、保養施設、放課後子どもプラン、学童保育、一時保育、乳児等通園支援において提供される生産物に起因して、住民等第三者の身体または生命を害し、または財物を滅失、き損もしくは汚損し、市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

12. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

《守秘義務》

- ・職員は、正当な理由なく業務上知り得たこどもまたはその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後も同様とします。

≪個人情報取扱い≫

総合支援システムの登録情報を含む子ども及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。
- ・子どもが市内の他施設または他市町村において子ども誰でも通園制度を利用するにあたり、本園と当該施設との間で子どもの支援記録の引継ぎや、その他必要な連絡調整を行います。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

13. 提携する医療機関等

種類	園医（内科）	園歯科医
病院名	山手クリニック	ヒロ歯科医院
所在地	美濃加茂市田島町2-13-15	岐阜県美濃加茂市古井町下古井517-2
院長名	日江井 恵次	村上浩子
TEL	0574-28-5611	0574-25-2097

14. 園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

- ・子どもの健康管理のため、送迎の際に担当保育士が健康状態をお尋ねしますので、小さな異変であっても必ず保育士にお伝えください。お急ぎの際もあるかと思いますが、ご協力をお願いします。
- ・車での送迎の際は、近隣の迷惑にならないよう、路上駐車や騒音を立てる行為はご遠慮ください。また、送迎の際の駐車場への出入りは、国道側から出入りしてください。
- ・園付近での喫煙は行わないようにしてください。
- ・やむを得ず急遽欠席される場合は、利用日当日の朝9時までに園に連絡してください。

同意書

本園における乳児等通園支援の提供を開始するに当たり、重要事項説明書の内容について説明を行いました。

事業所名：美濃加茂市立あじさい保育園

説明者：

私は、美濃加茂市乳児等通園支援事業の重要事項説明書の内容について説明を受け、その内容（利用者負担額や実費徴収額等の料金に関する内容及び付帯するキャンセルポリシーに関する内容を含む。）及び個人情報の取扱いについて、同意します。

令和 年 月 日

保護者住所：

こどもの氏名：

保護者氏名：

（自署又は記名押印）

こどもから見た続柄：

重要事項説明書については、園の担当者が運営についての重要事項を説明したうえで、保護者からの同意を得て、保護者が署名又は記名押印したものを1部作成し、原本を園で保管し、写しを重要事項説明書とともに保護者に交付してください。